

目次

『清代福建省地方官年表』 解題	(1)
例言	(5)
說明	(16)
總督年表	1
附錄一 清代總督重要變化概況	19
附錄二 清代總督重要變化簡圖	23
附錄三 清代河道總督重要變化概況	25
附錄四 清代河道總督重要變化簡圖	27
巡撫年表	29
附錄一 清代巡撫重要變化概況	45
附錄二 清代巡撫重要變化簡圖	47
布政使年表	49
附錄一 清代各省布政使重要變化概況	68
附錄二 清代各省布政使重要變化簡圖	69
按察使年表	71
附錄一 清代各省按察使重要變化概況	94
附錄二 清代各省按察使重要變化簡圖	95
駐防大臣年表	97
附錄一 清代各地駐防將軍重要變化概況	110
附錄二 清代各地駐防將軍重要變化簡圖	113
提督年表	115
附錄一 清代各地提督重要變化概況	132
附錄二 清代各地提督重要變化簡圖	133
清代福州將軍・副都統年表	135
序言	136
凡例	138
將軍年表	140
副都統年表	146
清代福建省地方官一覽	
總督	151
巡撫	154
布政使	158

〈解題〉

『清代福建省地方官年表』新訂・増補版の刊行にあたって

『清代福建省地方官年表』（以下『本年表』と略称）は1999年3月、「歴代宝案編集参考資料2」として（財）沖縄県文化振興会公文書館管理部史料編集室によって編集発行された。もとになっているのは錢實甫編『清代職官年表』（中華書局 1980年・北京 全4冊）で、同書から福建省関係の地方官（総督・巡撫・布政使・按察使・駐防大臣・提督）（『本年表』1～136頁）を抽出して作成したものである。なお、將軍・副都統については、章伯鋒編『清代各地將軍都統大臣等年表(1796—1911)』（中華書局 1965年・北京）に拠った（『本年表』137～152頁）。

当初は、まったく個人的な使用目的で手書きで作成し（1985年）、のち習いたてのワープロを駆使して再製し（1990年）、参考になるかと思い複写して1部を歴代宝案編集担当に提供した。その後、史料編集室の計らいで先記のように1999年3月、「歴代宝案編集参考資料2」として編集発行され、関係者に配布された。

今回、新訂・増補版を出すにあたっては、前回、中国語文で登載した錢實甫前掲書の「例言」「説明」、章伯鋒前掲書の「序言」「凡例」を翻訳して掲載した。もっとも、これら「例言」等のすべてが『本年表』の理解に直接かかわるわけではないが、清代の職官制度の概要を知る手がかりとなると考え、あえて翻訳掲載した。なお、翻訳は事務局のスタッフが担当してくれた。

さらに、記事を見やすく（読みやすく）するための配慮が随所になされている。

たとえば、総督の「86 李鶴年〔閩浙〕」について前回の『年表』では

同治10.11.己丑.(1871) ～ 光緒 2. 8.丁酉. 9(1876. 9.26)
・豫撫遷。 ・改東河。
・同治11.7.甲辰.22(1872. 8.25)、兼署福將。同治12.12.庚寅.16(1874.2.2)、兼署閩撫。光緒 2.3.甲寅.22(1876.4.16)、召陞。 均福將文煜兼署。

とあるのを今回の『本年表』では、

同治10.11.己丑. 3(1871.12.14) ～ 光緒 2. 8.丁酉. 9(1876. 9.26)
・豫撫遷。 ・改東河。
・同治11. 7.甲辰.22(1872. 8.25) [均福將文煜兼署。]
兼署福將。
・同治12.12.庚寅.16(1874. 2. 2)
兼署閩撫。
・光緒 2. 3.甲寅.22(1876. 4.16)
召陞。

というふう書き改めた。つまり李鶴年は同治10年11月3日に河南省の巡撫より閩浙總督に転任し、光緒2年8月9日に東河總督に移動するまでの間に、福建將軍や福建巡撫を兼任したことなどが読みとりやすくなっている。

「凡例」的なこととして、

- (1) 年表の読み方と言うと、たとえば巡撫の「70 張師誠」の記事で「嘉慶11.10.癸卯.30 (1806.12.9) 贛撫改。 ～ 嘉慶19.3.癸卯.12 (1814.5.1) 改蘇撫」とあるのは、嘉慶11年10月30日(西暦1806年12月9日)に贛撫(江西巡撫)から福建巡撫に改められ(移動)、嘉慶19年3月12日(西暦1814年5月1日)に蘇撫(江蘇巡撫)に改められ(移動を命じられ)たことを示す。各省の名称は別称で記されている〔前掲『清代職官表』「説明」の第二、略称の(二)地名参照〕。
- (2) 赴任・退任の年月日について、前記『清代職官年表』では体裁上省略されている場合もあるが、『本年表』では『近世中西史日對照表』(臺灣商務書館印1994年初版1936年)に照らして可能な限り月日・干支・西暦も書き加えた。
- (3) 原著者の「凡例」では、満州人・漢人の区別を「人名の前に」記すとしているが、『本年表』では人名の後ろに()に入れて記載した。
- (4) 『本年表』で使用している「～」記号は「何時から何時まで」(各地方官の在任期間)を表示したものである。
- (5) 各官僚の任期中に、別の役職の官吏が兼任する場合は[]を用い、さらに文字の大きさを小さくして示した。
- (6) 『本年表』の中の■印で示している記事は、地方官の改廢、併設などの特記事項を示すために編者が付記したものである。
- (7) 原著者の「例言」等の訳文では、理解を助けるために[]で訳者注を入れた所がある。
- (8) 巻末に「清代福建省地方官一覽」(総督・巡撫・布政使)を掲載した。

ここで収録した各地方官の職権等について簡単に紹介しておく。

【總督】

1省あるいは2ないし3省を管轄し、地方官として最高の職権を持っていた。その職権は広範囲に及び、管轄省内全般の民政をはじめ文武官吏の人事権を掌握し、また綠營軍隊を統轄するなど、軍隊を発動する職権も掌握していた。ここで特に留意しておきたいのは、總督の重要な職権として「奏摺咨請の権」を持っていたことである。この職権は地方官としては次の巡撫も同じで、すなわち督撫は皇帝および中央政府に

対し直接上奏することや咨文の提出が許された。琉球国王の福建布政使司宛ての実務的な内容を記した「咨文」は、督撫の手を経て中央に伝達（「奏摺咨請」）され、実効を見ることになる。

【巡撫】

各省に一人の巡撫が配置される。巡撫は総督とほとんど同等の地位にあって、職務上の関係では両者は平等で、巡撫と総督を併せて「督撫」と連用されるゆえんでもある。その職権について『清国行政法』によれば、「督撫の権限は大体に於て区別あり。即ち総督は軍政・民政を併せつかさどり、巡撫は単に民政をつかさどるを以て原則とし、且つ総督は軍民両政をつかさどれども、其の重とする所は軍政に在り。民政の責は主として巡撫に帰す。（中略）民政に属するものは両者に共属すと雖も、巡撫を以て其の主任とし、軍政に関する事務のみは総督の専管に帰するものと解すべし」（第一巻下、p.37。引用にあたってはカタカナをひらがなに直すなど読みやすくしてある）。

【布政使】

各省に布政使司が置かれ、その長官が布政使である。総督の監督のもとに民政をつかさどる重職である。主たる職掌は財政関係の事務を担当することにある。琉球国王から中国（清朝）に送られる「咨文」（並行の両者間の書翰のやり取り）のほとんどは、この布政使司（『歴代宝案』では「福建等处承宣布政使司」）宛てとなっている。逆に中国から琉球国王へは、福建布政使司からの「咨文」として送られて来る場合が多い。このことから見ると、布政使は督撫の下にあって、琉球との通交・貿易の実務的な業務を担当していたことがわかる。そして先記のように、督撫を通じて琉球側の用務を中央に伝え、中央の意向を琉球側に伝達する重要な役割を担った。

【按察使】

布政使と同じく各省に按察使司が置かれ、その長官が按察使である。按察使の主たる職務は一省内の裁判をつかさどることにある。その他に、布政使とともに督撫の監督のもと、一般政務に参加することのある地方の重職である。

【駐防大臣】 【將軍】

武官で各地に配置された「八旗」（清朝の正規軍）の長官が「將軍」である。「駐防將軍」とも呼ばれたようである。錢實甫編『清代職官年表』では「駐防大臣」として掲載されているが、章伯鋒編の『清代各地將軍都統大臣等年表(1796-1911)』では

「将軍」として掲載されている。『本年表』で見ると、康熙年代までは「漢」人の名が見えるが、乾隆5年(1740)の「14 策楞」以降、ほとんど満州人の専属ポストになっている(中に漢人・蒙古人の名も見える。「?」とあるのは出身族不明ということであろう)。

【提督】

「提督軍務総兵官」の略称。武官で一省の緑營兵(清朝の正規軍の一)の長官。督撫の指揮下に配下の各級の兵士を統轄する(その兵を「提標」と称する)。

【副都統】

将軍の指揮下に、各戦略的要地に設置された駐防八旗兵を統轄する任に当たる。

以上が『本年表』に掲載されている「福建省地方官」の説明である。むしろ『本年表』に掲載されていない多くの下級の文武官ならびに無数の庶民が、中琉の通交貿易活動を支えていたのである。さらには、進貢使(朝京使)が福建からおおよそ80日余をかけて首都北京に至るまでに通過する浙江・江蘇・山東・直隸(河北)等の地方官の協力体制(帰途も同じ)が中琉の友好往来を底辺で支えていたことをも忘れてはならない。

『歴代宝案』には、たとえば総督・巡撫にしても、人物の「姓」だけで出ているのがほとんどだが、『本年表』は督撫以下地方官のフルネームが確認できるので、役に立つのではないかと思う。

『本年表』の新訂・増補版を出すに際しては、『歴代宝案』編集担当のスタッフの皆さんの多大なるご助力を得たことを記して謝意を表す。

2014年3月
金城正篤

歴代宝案編集参考資料 13

清代福建省地方官年表（新訂・増補版）

2014 年 3 月 25 日発行

編者：金城 正篤

編集：沖縄県教育庁文化財課 史料編集班

〒 901-1105 沖縄県南風原町字新川 148-3

☎ 098-888-3939

発行：沖縄県教育委員会

印刷：丸正印刷株式会社

〒 903-0211 沖縄県西原町字小那覇 1215

☎ 098-835-8181
